

「京都市消費者教育推進計画（仮称）」案について

1 消費者教育推進計画の位置付け⇒別紙1参照

2 消費者教育推進部会開催状況

| | 開催日 | 議 題 |
|-----|----------------|---|
| 第1回 | 平成26年5月30日（金） | 計画策定に向けた基本的な考え方の整理 1 消費者教育推進部会について 2 今後のスケジュールについて 3 消費者市民社会の形成に向けて 講師：野々山 宏弁護士（前国民生活センター理事長） 4 京都市における消費者教育について |
| 第2回 | 平成26年8月11日（月） | 計画素案の構成の検討 1 京都市消費者教育推進計画（仮称）の位置付けについて 2 京都市における消費者教育に係る取組の現状について 3 年齢階層別にみた取組状況 4 消費者教育の推進の基本的な方向性について 5 消費者教育の推進の内容 6 今後取り組んでいくべき具体的な内容 7 次回の消費者教育推進部会の審議内容について |
| 第3回 | 平成26年11月12日（水） | 計画素案の検討 1 京都市消費者教育推進計画（素案）について 2 今後のスケジュールについて |

3 計画の章立てについて⇒別紙2参照

第1章 推進計画の基本的な考え方（はじめに）

第2章 消費者教育を取り巻く現状と課題

第3章 本市が目指す消費者教育

第4章 持続可能な未来につなぐより良き京都づくりを目指して
～京都市の特徴を生かした取組との連携～

第5章 推進体制等について

4 今後の予定について

1月上旬：第4回消費者教育推進部会

計画案及びパブリックコメント案について審議

1月下旬：パブリックコメント募集開始（～2月下旬まで）

3月上旬：第5回消費者教育推進部会

パブリックコメント結果報告及び計画最終案について審議

3月中旬：第109回消費生活審議会

計画最終案の報告

京都市消費者教育推進計画（仮称）の位置付け

はばたけ未来へ！京プラン（京都市基本計画）
平成23年度～32年度

（分野別計画）

京都市消費生活基本計画（第2次計画）
平成23年度～32年度

| 基本方針 | 施策目標 |
|---------------------|--------------------------------------|
| 1 消費生活の安心・安全 | 1 安全な消費生活環境の確保 |
| | 2 商品等を適切に選択できる環境の整備 |
| 2 消費者被害の救済及び防止 | 3 消費者被害の救済 |
| | 4 消費者被害の防止 |
| 3 消費者の自立支援 | 5 消費者力の向上 |
| 4 京都から始める未来へつなぐ消費生活 | 6 新たな消費生活モデルの形成 ～京都固有の生活文化の継承と発展～ |

消費者教育推進法
（平成24年12月施行）

第10条第2項

市町村は、基本方針を踏まえ、市に市町村の区域における「市町村消費者教育推進計画」を定めるよう努めなければならない。

基本方針
（平成25年6月閣議決定）

・平成25年度～29年度までの5年間対象
・消費者教育の意義及び基本的な方向、推進の内容、関連する他の消費者政策との連携に関する事項を定める。

京都市消費者教育推進計画（仮称）

- 位置付け
 - ・京都市消費生活基本計画（第2次計画）の、基本方針3及び4の取組を具体的に推進するための行動計画
 - ・消費者教育を実践的に進める軸となる計画
- 計画期間
 - ・平成27年度から29年度までの3年間とする。

目次（案）

第1章 推進計画の基本的な考え方（はじめに）

- 1 策定の背景
 - （1）社会状況の変化
 - （2）行政の動向
- 2 基本的な視点
 - （1）計画が期待する消費者像
 - （2）計画が目指す行政の取組
- 3 計画の位置付け
- 4 計画期間

第2章 消費者教育を取り巻く現状と課題

- 1 本市の消費生活相談の現状
 - （1）相談件数から見る消費者としての意識の高まり
 - （2）年齢別相談件数について
 - （3）商品・役務別相談件数内訳について
- 2 課題

第3章 本市が目指す消費者教育

- 1 幼児期からはじめるライフステージ（年齢階層）に応じた体系的な消費者教育
 - （1）幼児期
 - （2）小学生期
 - （3）中学生期・高校生期
 - （4）成人（大学生・専門学校生）
 - （5）成人期（一般）
 - （6）成人期（高齢者）
- 2 消費者教育の担い手と連携して行う実践的な消費者教育
 - （1）保護者
 - （2）教職員
 - （3）見守る方々
 - （4）消費者団体
 - （5）事業者・事業者団体
 - （6）行政
- 3 消費者の特性に応じた方法による消費者教育
 - （1）障害者
 - （2）外国人

第4章 持続可能な未来につなぐより良き京都づくりを目指して

～京都市の特徴を生かした取組との連携～

- 1 環境に関するもの
- 2 安心・安全に関するもの
- 3 食に関するもの
- 4 すまいに関するもの
- 5 教育に関するもの

第5章 推進体制等について